

# サイサン WiMAX 重要事項説明

第 2 版

2022 年 7 月 1 日

株式会社サイサン

## 目次

1. ご契約にあたって
2. 初期契約解除制度について
3. サイサン WiMAX について
4. WiMAX+5G の料金について
5. 端末アシストプランについて
6. 料金のお支払いについて
7. 未成年者のご契約について
8. ご契約の変更・解約について
9. 端末機器の発送について
10. 初期不良について
11. 端末機器の故障について
12. 個人情報の利用目的について
13. その他
14. お問い合わせ連絡先
15. サイサン WiMAX を提供する会社

別紙

## 1. ご契約にあたって

1. サイサン WiMAX は、お客様と、サービス提供元の株式会社サイサン(以下「当社」といいます。)との、ご契約となります。
2. 当社が指定する商品とのお取引があるお客様がお申込みいただけます。
3. 必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認下さい。
4. ご契約時にいただいた電話番号・メールアドレス宛てに当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は、利用停止させていただくことがあります。
5. ご契約内容(名義・住所・連絡先等)に虚偽の記述があった場合は、契約解除となることがあります。
6. 契約解除後に料金未払いのあるお客様情報を携帯電話・PHS・BWA 事業者(交換先事業者は契約約款をご確認願います。)との間で交換いたします。

※不払い情報の交換の目的

契約解除後においても、料金不払いのあるお客様の情報を事業者間で交換し、その情報を契約申し込み受付時の加入審査に活用することにより、料金不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守ることを目的としています(料金不払いの状況によってはお申し込みをお受けできない事があります)。

## 2. 初期契約解除制度について

1. ご契約いただいたサイサン WiMAX の「契約書面」をお客様が受領した日(お客様が不在で書面を受領出来なかった日、お客様都合で配送日が変更になった場合は当社からの書面発送日となります)から8日以内に下記①②のお手続きを完了してください。この期間を過ぎた場合、如何なる理由であってもお受けできません。なお、返送に掛かる費用はお客様にご負担いただきます。

①当社への「初期契約解除」の連絡

②端末機器(ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等)の返送

【端末機器送付先】

〒132-0024 東京都江戸川区一之江 2-10-3 株式会社サイサン 宛

2. 有料オプションサービスにご加入の場合は、初期契約解除成立と同時に解約されます。

3. 本契約により発生した事務手数料 3,300 円(税込)と契約月分のユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料はご請求いたします。※基本料金(初月日割)、契約解除料 1,100 円(税込)と端末代金 19,800 円(税抜)は免除となります。

初期契約解除制度についてのご不明な点は下記にお問合せ下さい。

【サイサン WiMAX お客様サポートセンター】

電話番号:0570-04-3130 受付時間:9:00~18:00(平日)

※お電話からの「解約」手続きは、初期契約解除ではなく、通常解約となります。初期契約解除をご希望のお客様は必ず上記 1 のお手続きを行ってください。

## 3. サイサン WiMAX について

1. サイサン WiMAX には、「WiMAX+5G」があります。

サービス名称	サイサン WiMAX	
電気通信サービスの種類	MVNO サービス	
	サービスエリア	インターネット接続方式
WiMAX+5G	WiMAX2+エリア/au 5G エリア au 4G LTE エリア(オプション)	WiMAX2+/WiMAX+5G 方式(BWA アクセス) LTE 方式(オプション)

(1) ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。

(2) 電波を使用しているため、トンネル・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かない所や、サービスエリア外ではご使用になれません。また、利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。

(3) 電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。ご利用の機器で表示される電波状況については目安とし

てご利用ください。

- (4) ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- (5) 迷惑メール送信防止のため、Outbound Port 25 Blocking(インターネット上への TCP25 番ポートを宛先とした通信の制限)を実施しています。メール送信の際は、587 番ポートなど、25 番以外のポートをメールソフト等に設定してご利用ください。対応状況および設定方法はメールサービスをご契約されている事業者等へお問い合わせください。
- (6) インターネット接続の提供にあたり、プライベート IP アドレスまたはグローバル IP アドレスを動的に 1 つ割り当てます。
- (7) サービス品質維持及び設備保護のため、24 時間以上継続して接続している通信を切断する場合があります。
- (8) 以下の通信モードを選択いただけます。(対応モードは端末の仕様により異なる場合があります)

WiMAX+5G サービス

	利用する方式		
	WiMAX2+方式	LTE 方式	WiMAX+5G 方式
スタンダードモード	○	○	○
プラスエリアモード	○	○	○
【オプション料金】	1,000円(税込1,100円)	1,000円(税込1,100円)	1,000円(税込1,100円)

(9) 安心サポートについて

サイサン WiMAX では、お客様に安心してご利用いただくため端末保証サービスである「安心サポート」を無償でお付けしております。

【保証適用の対象について】

- ・取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合が対象となり、無償での修理となります。
- ・外部損傷がなく、水濡れの形跡がないもの。
- ・その他故障・破損によって弊社が修理を認めた場合。

【保証適用外について】

- ・お客様の故意による故障、改造による損害、その他の盗難・紛失は対象となりません。
- ・使用による劣化や色落ち等は補償の対象では御座いません。
- ・水濡れは対象外となります。

※安心サポートの詳細は下記窓口にお問合せください。

サイサン WiMAX お客様サポートセンター

ナビダイヤル 0570-04-3130 (携帯電話・PHS からもご利用いただけます。)

受付時間:9:00~18:00(平日)

※利用可能頻度につきましては、一度適用を受けた後、その翌月からカウントし7ヵ月目の1日目以降でない適用を受けられません。

※1: スタンダードモードで WiMAX2+方式および LTE 方式および WiMAX+5G 方式の通信をご利用いただく場合、月間の通信量に上限はありません。ご利用されるエリアの混雑状況により速度が低下する場合があります。

※2: 毎月 1 日より積算した WiMAX2+方式および LTE 方式および WiMAX+5G 方式の合計通信量が 15Gbyte を超過した場合、それ以降月末までのプラスエリアモードでご利用頂く WiMAX2+方式および LTE 方式および WiMAX+5G 方式の通信速度を 128kbps に制限させていただきます(スタンダードモードでご利用頂く WiMAX2+方式および LTE 方式および WiMAX+5G 方式の通信は速度制限対象外です)。通信速度の制限は、翌月 1 日に順次解除させていただきます。

※3: ネットワークの混雑回避のため、一定期間内に大量のデータ通信のご利用があった場合、混雑する時間帯の通信速度を制限する場合があります。

\*1: 2021 年 10 月現在

\*2: 送受信の最大速度であり、実際の速度は電波環境等に応じて 1Mbps 以下となることがあります。

\*3: 一旦通信を切断することにより当該制限は解除されます。

## 4. WiMAX+5G の料金について

1. 本サービスの料金は、以下の通りです。

(1)基本料金プラン

プラン名	基本使用料(*1)	登録料	契約期間
サイサン WiMAX+5G (2 年)	4,200 円/月 (税込 4,620 円)	3,000 円 (税込 3,300 円)	24 ヶ月間(*2)

(2)プラス One 商材の割引

弊社との既存のお取引で既にセット割引が適用されているお客様につきましては、更にプラス One 商材として、基本料金に対して 1 ヶ月 50 円(税込 55 円)の割引が入ります。但し、セット割引の解消またはサイサン WiMAX を解約された場合にはプラス One 商材としての割引は無くなります。

\*1: 月の途中でのご加入の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。ご解約の場合は、日割りとはならず、全額請求となります。変更・解約受付は毎月 25 日の受付時間(9:00-18:00)をもって締め切らせていただきます。25 日の受付時間を過ぎた場合、解約は翌月解約、変更は依頼月から起算して翌々月から適用されますのでご注意ください。25 日が土日祝の場合、前営業日が受付締切日となります。当社から複数の商品をご購入していただいている場合、解約のご連絡は商材毎になります。

月末時点でご利用の場合、別途ユニバーサルサービス料(※1)、電話リレーサービス料(※2)がかかります。(日割り計算は行いません。)

※1: 電話会社が負担する 1 電話番号当たりの負担額(番号単価)は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社

団法人電気通信事業者協会のホームページ(<http://www.tca.or.jp/universalservice/>)または音声・FAX 案内(03-3539-4830:24 時間受付)にてご確認ください。

※2:電話会社が負担する1電話番号当たりの負担額(番号単価)は、電話リレーサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、1年に1回料金の設定が行われているため、その内容に応じてお客様に料金をお支払いいただきます。なお、「電話リレーサービス制度」については、社団法人電気通信事業者協会のホームページ([https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/))または音声・FAX 案内(03-6302-8391:土日祝休日、年末年始を除く9時~17時)にてご確認ください。

\*2:新規ご加入時は、課金開始日を含む月の翌月末までを1ヶ月目とします。契約期間の24ヶ月目を「満了月」とします。

ご契約から24ヶ月以内(回線開通月を0ヶ月とする)での解約の場合、契約解除料1,100円(税込)と端末の割賦残債金が発生します。

#### (2) 契約解除料について

ご契約期間が24ヶ月未満の場合には、契約解除料1,100円(税込)と端末の割賦残債金をご請求させていただきます。

※新規ご加入時は、課金開始日を含む月の翌月末までを1ヶ月目とします。

(3) サイサン WiMAX は2年プランのみの提供となります。

#### (4) プラスエリアモードオプション料

プラスエリアモードで接続を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。

区分	利用料	登録料
プラスエリアモードオプション料	1,000円/月 (税込1,100円/月)*1	無料

\*1:月の途中でのご加入またはご解約の場合であっても、オプション料は日割となりません。

#### (5) グローバル IP アドレスオプション利用料

グローバル IP アドレスオプション用 APN に接続(\*1)を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。

利用料	登録料
96円/月 (税込105円/月)*2	無料

\*1:グローバル IP アドレスオプションのご利用にあたり、事前のお申込みは不要です。WiMAX5G 対応機器の接続先をグローバル IP アドレスオプション用 APN に変更することでご利用いただけます。

\*2:月の途中でのご接続先変更の場合であっても、グローバル IP アドレスオプション利用料は日割となりません。

## 2. 料金プランの変更

- (1) 料金プランは変更を行うことができます。変更を行う場合、新しいプランは翌月適用となります。
- (2) 契約期間の異なる料金プランへ変更を行った場合、新しいプランの契約期間は1ヶ月目からとなります。
- (3) 契約期間の設定された料金プランを満了月の末日または更新月以外に変更手続きした場合、条件により契約解除料が発生します。

## 5. 端末購入（分割払い）について

端末代金は以下のとおりです。支払方法は一括払いまたは分割払いをお選び頂けます。

端末代金(税抜)	支払方法
19,800 円	24 回分割

ただし、24 ヶ月以内に本通信サービス契約を解約されたときは、以下の方法を以て、端末代金の残債分を通信サービス契約の契約解除料と合算して(契約解除料が発生しない月の解約の場合は端末代金残債分のみ)を請求致します。

### ・24 回払い

継続月数(*2)	加入月(*1)	1	2	3	4	5	6	7	8
金額(税抜)	19,800 円	19,008 円	18,216 円	17,424 円	16,632 円	15,840 円	15,048 円	14,256 円	13,464 円

継続月数	9	10	11	12	13	14	15	16
金額(税抜)	12,672 円	11,880 円	11,088 円	10,296 円	9,504 円	8,712 円	7,920 円	7,128 円

継続月数	17	18	19	20	21	22	23	24
金額(税抜)	6,336 円	5,544 円	4,752 円	3,960 円	3,168 円	2,376 円	1,584 円	792 円

\*1: 加入月に解約した場合は 19,800 円(税抜)を請求いたします。

\*2: 1 ヶ月目～23 ヶ月目に解約した場合は、利用月毎の端末残債請求額とは別に、当月分割代金 792 円(税抜)を請求致します。

端末の所有権は、契約者が料金を全額支払い終わった時にご契約者様に移転するものとし、それまでは当社に帰属します。

## 6. 料金のお支払いについて

### 1. お支払い方法について

- (1) 弊社にご登録をいただいているお支払い方法で、既にお取引をいただいている商品と合わせてご請求をさせていただきます。
- (2) 既にお取引をいただいている商品と同じお支払い条件となります。サイサン WiMAX のみのご請求となった場合も同じ条件となります。
- (3) お支払いができなかった場合は、払込用紙により、指定のコンビニエンスストア別途手数料 220 円(税込 242 円)でお支払いいただくことがあります。

### 2. ご利用料金の請求について

- (1) サイサン WiMAX のご利用料金は毎月 1 日から月末までのご利用分を翌月に請求させていただきます。た



だし、当社が必要と認めるときは、月途中でも請求させていただく場合があります。

- (2) 利用停止期間中の基本使用料等の料金につきましては、請求させていただきます。
- (3) 当社からご購入をいただいているサイサン WiMAX を含む商品の中で、支払期日を経過しても料金をお支払い頂けなかった場合、サイサン WiMAX のご契約を解除させていただきます。その際、ご契約期間が 24 ヶ月未満の場合には、契約解除料 1,100 円(税込)と端末の割賦残債金をご請求させていただきます。

## 7. 未成年者のご契約について

1. 未成年者のご契約にあたっては、次の親権者同意事項に同意の上お申し込みいただけます。小学生以下の方がご契約いただくことはできません。

### (1) 未成年者によるお申し込み時の親権者同意事項

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、契約申込者が株式会社サイサンと、サイサン WiMAX 契約約款に基づき利用契約を締結すること、利用開始以降サイサン WiMAX に関する各種申し込みを行うことについてあらかじめ同意します。なお、契約者本人がサイサン WiMAX の利用料金の支払方法として私名義のクレジットカードを指定した場合には、契約者が利用したサイサン WiMAX の利用料金を、指定されたクレジットカードから支払うことにも同意し、万一料金の支払いを滞納することがあれば、その解消に努力します。

### (2) 親権者によるお申し込み代理時の同意事項

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、申込者の申込代理人として、株式会社サイサンにサイサン WiMAX 契約約款に基づくサービスの利用を申し込みます。また、契約者本人が株式会社サイサンと、利用開始以降サイサン WiMAX に関する各種申し込みを行うことについてあらかじめ同意します。なお、契約者本人がサイサン WiMAX の利用料金の支払方法として私名義のクレジットカードを指定した場合には、契約者が利用したサイサン WiMAX の利用料金を、指定されたクレジットカードから支払うことにも同意し、万一料金の支払いを滞納することがあれば、その解消に努力します。

2. 未成年者のご契約の場合は、確認の為、親権者の方へお電話を差し上げる場合があります。未成年者のご契約で料金に未納があった場合は、親権者の方に金額等をご案内させていただく場合があります。

## 8. ご契約の変更・解約について

### 1. ご契約の変更について

お客様のご契約情報は、ガスワンサービスセンター(0120-41-3130)で変更いただくことができます。

お引越しなどで、住所・連絡先に変更があった際には、必ず手続きいただきますようお願いいたします。

### 2. ご契約の解約について

本サービスを解約する際は、サイサン WiMAX お客様サポートセンター(0570-04-3130)にてお電話で承ります。

なお、その際には、ご本人様の確認として、「ご契約者様名」「ご電話番号」「ご住所」を確認させていただきます。

変更・解約受付は毎月 25 日の受付時間(9:00-18:00)をもって締め切らせていただきます。25 日の受付時間を過ぎた場合、解約は翌月解約、変更は依頼月から起算して翌々月から適用されますのでご注意ください。25 日が土日

祝の場合、前営業日が受付締切日となります。当社から複数の商品をご購入していただいている場合、解約のご連絡は商材毎になります。※解約時に発生する所定の料金は「4.WiMAX+5G の料金について」をご確認ください。

## 9. 端末機器の発送について

1. お客さまによるお申込みを受け、かつ当社所定の与信審査が完了した日の3営業日以内に、当社より端末機器を発送いたします。  
(年末年始および当社が指定する定休日はこの限りではありません。)
2. 端末機器発送の際、当社にて端末機器の動作確認および利用開始の登録を実施します。
3. 到着日時指定は承っておりません。ご不在の場合は不在伝票にて対応となります。
4. お客様にて発送物を受領できず、再発送となった場合の送料はお客様負担となります。
5. 長期のご不在や発送先の誤り等で、当社まで発送物が戻った場合でも、所定のサービスご利用料金は発生します。また、ご連絡がとれない場合などはご解約とさせていただきます。ご迷惑をおかけいたします。  
(解約となった場合、通常のご解約と同じ扱いとなり、解約手数料の対象となります。)

## 10. 初期不良について

1. 端末機器について初期不良の可能性がある場合、当社窓口まで早急にご連絡ください。またご連絡と同時に端末機器をご契約日から7日以内に当社指定倉庫に着払いにてご返却ください。初期不良が確認できた端末機器につきましては、良品と交換させていただきます。
2. 指定の期日以内に上記(1)のご対応をしていただけない場合、初期不良を前提とした機器の交換対応はできない場合があります。(通常の故障機器と同様、修理対応となります。)
3. 初期不良により端末機器が交換となった場合において、サービスの利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は行いません。

## 11. 端末機器の故障について

1. 端末機器は当社からの発送日を起算日として1年を保証期間とさせていただきます。
2. ご契約日から1年間はメーカーの保証期間内となりますので、最寄りのAUショップにご相談ください。
3. 故障により端末機器が修理または交換となった場合、所定の窓口まで端末機器をご送付いただきます。発送費用はお客様負担となります。
4. お客様の故意、過失による故障の場合は、有償となり実費をいただきます。
5. 端末機器が修理または交換となった場合において、サービスのご利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は行いません。
6. 保証期間終了後の端末機器故障修理については有償となります。当社窓口までご連絡ください。

## 12. 個人情報の利用目的について

当社及び当社連結子会社は、取得したお客さまの個人情報（氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、振替口座番号、各種エネルギーの利用状況・機器等の種類・施工修理履歴等）について、共同してその管理・運用を行い、次の事業等を行うために利用し、それ以外の目的には利用いたしません。詳細は下記アドレスよりご確認ください。

<https://www.saisan.net/summary/privacy.html>

当社は、この「個人情報の利用目的について」の内容を、事前の予告なく変更することがあります。お客さま・ご利用者さまへその都度ご連絡はいたしかねますので、当社ホームページの最新の内容をご参照ください。

## 13. その他

・サービス内容は予告なく変更することがあります。

## 14. お問い合わせ連絡先

サイサン WiMAX お客様サポートセンター

ナビダイヤル 0570-04-3130（携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）

受付時間：9:00～18:00（平日）

WEB サイトからもお問い合わせいただけます。

[https://www.saisan.net/kurashi/wimax\\_page.html](https://www.saisan.net/kurashi/wimax_page.html)

## 15. サイサン WiMAX を提供する会社

株式会社サイサン 【電気通信事業者届出番号：A-30-16581号】

【別紙】

## ACアダプタのご利用について

ご利用される機器に充電を行う場合は、取扱説明書に記載のACアダプタを必ずご使用ください。

取扱説明書に記載されていないACアダプタをご使用の場合、それに起因する全ての故障や事故は保証の対象外となります。また、それが原因で修理が必要となった場合、製品の保証期限内であっても有償修理となります。

## 端末返還特約

株式会社サイサン(以下「当社」といいます。)のサイサン WiMAX 契約約款に定める通常料金契約(既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「サイサン WiMAX 契約」といいます。)の申込みと同時に当社へ端末機器その他の物品(当社が本特約を適用しない旨の別段の意思表示を行ったものを除きます。以下「対象物品」といいます。)の購入に係る契約(無償で対象物品の提供を受ける契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。)の申込みを行う者(以下「お客様」といいます。)は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

### (端末売買契約の解除)

第1条 当社は、お客様が初期契約解除制度(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。)に基づきサイサン WiMAX 契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

### (対象物品の返還等)

- 第2条 お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品(その個装箱及び取扱説明書その他の付属品を含みます。以下同じとします。)を原状に復した上で、当社が指定する期日(以下「返還期日」といいます。)までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、当社が負担するものとします。
- 2 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。
  - 3 当社は、対象物品についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様から全ての対象物品が返還されたことを当社が確認した後、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。
  - 4 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務とお客様への返金額の支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

### (機器損害金の支払義務)

第3条 当社は、返還期日を経過してもなお対象物品が返還されない場合又は返還された対象物品に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

対象物品の種類		機器損害金
(1) 当社のサイサン WiMAX 契約約款に 定める WiMAX+5G 機器	全て	19,800 円 (税込 21,780 円)
(2) (1)以外のもの		端末売買契約における当該対象物品の売買代金と同額

2 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象物品の所有権はお客様に移転します。